様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和4年1月7日

□ 中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	たつの市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/mynumber.html

執行機関名　たつの市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療条例による乳幼児等及びこどもの福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第5の項 福祉医療条例による乳幼児等及びこどもの福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	たつの市福祉医療費助成条例(平成17年条例第74号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、社会福祉の理念に基づき、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		たつの市福祉医療費助成条例(平成17年条例第74号) (兵庫県)福祉医療費助成事業実施要綱 (兵庫県)こども医療費助成事業実施要綱